主

原判決を取り消す。 被控訴人の請求をいずれも棄却する。 訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。

控訴人ら代理人は、主文と同旨の判決を求め、被控訴代理人は控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の事実上、法律上の主張ならびに証拠の提出、援用および認否は、つぎに付加するほか、原判決事実摘示のとおりであるからこれを引用する(ただし、原判決事実摘示中、「オ」とあるを「第」と、「予金」とあるを「預金」と、「五切して」とあるを「仮に」とそれぞれ改め、原判決三枚目―記録五九三丁―表一二行目の「投票」を「移動」と改め、原判決一一枚目―記録五九三丁―表一二行目の「粉争」を「移動」と改め、原判決一一枚目―記録五九三丁―表一二行目の「粉争」を「お動」と改め、原判決一一枚目―記録五九三丁―表一二行目の「粉争」を「お動」と改め、原判決一一枚目―記録五九三丁―表一二行目の「粉争」を「お動」と改め、原判決一であることおよび」を加え、同まである。「のつぎに「(乙第二号証の一ないして、同ま五行目の「同り」のでいて、同まないして、同ま五行目の「同り」のいまで、「、同に」を加え、同ま一二行目の「一ないし四」のできて、「本事」と表表といる。

(主張)

一 控訴人Cの主張

1 利息制限法違反、消費貸借契約の不成立、消費貸借契約の合意解除、錯誤、 詐欺、公序良俗違反および信託法第一一条違反の各主張はすべて撤回し、被控訴人 主張の消費貸借契約の成立を認める。

2 ところで、右の消費貸借契約はつぎのような約定の下になされたものであり、これにつき昭和三〇年三月二九日作成された公正証書には、その旨の記載がなされている。

(一) 控訴人Cは、昭和三〇年三月二六日、被控訴人から二二七〇万円を弁済期昭和三〇年六月二六日、期限後の損害金日歩四銭と定めて借りうけた。

(二) 控訴人Cは、本債務の担保としてその所有にかかる本件土地に順位第一番の抵当権を設定した。

(三) 控訴人Cが期限の利益を失つたときは、被控訴人はその選択により本来 の請求に代え代物弁済として本件担保物の所有権を取得すべきことを特約した。

たゞし、被控訴人は、遅滞なく日本勧業銀行をして本件担保物の坪当り時価を鑑定せしめ、その結果本件債務金額を超過する部分があるときは直ちにこれを債務者に返還すべきものとする。

(四) 控訴人Cは、本契約による金銭を弁済しないときは直ちに強制執行をうけるべきことを認諾した。

4 このように、被控訴人が担保物である本件土地の所有権を確定的に取得するためには、これに先だち評価清算をなすべき義務があるのであつて、しかも、その評価清算は、第一に日本勧業銀行による本件土地の時価の鑑定を必要とし、第二に評価後直ちに本件土地の時価額と債権金額との差額を控訴人でに返還しなければな

らないのである。しかるに、本件では右の二つの要件はいずれも具備されていないから、本件代物弁済予約にもとづく清算は終了していないといわざるをえず、右清算が終了しないかぎり、被控訴人は控訴人Cに対して本件土地の完全な所有権を主張することは許されないのである。被控訴人は、評価清算の時期は代物弁済予約完結の意思表示時であるとして、右当時における本件土地の評価金と債務の元利金の差額に利息を付した金額を弁済供託したが、清算はこれをなした時点における時価を基礎としてなされるべきであるから、右供託は無効である。 5 控訴人Cは、本件公正証書にもとづく債務元金二二七〇万円およびこれに対

5 控訴人Cは、本件公正証書にもとづく債務元金二二七〇万円およびこれに対する昭和三〇年六月二七日から昭和四九年一二月二七日までの日歩四銭の割合による遅延損害金六四六八万五九二〇円の合計八七三八万五九二〇円を住友銀行東京営業所振出し、日本銀行本店支払いの小切手をもつて準備し、昭和四九年一二月二七日、控訴人Cの訴訟代理人が被控訴人の住所地においてその代表者である副理事長下に対し右債務の弁済のため現実に提供したが、同人はその受領を拒否した。そこで、控訴人Cは、右八七三八万五九二〇円を東京法務局に対し右同日同法務局昭和四九年度金第一四一三七九号をもつて弁済供託した。

したがつてこれにより本件公正証書にもとづき被控訴人が控訴人Cに対して有する債権は消滅し、これにともない被控訴人が本件土地について有する担保権もすべて消滅した。

二 被控訴人の主張

1 控訴人 Cの主張の撤回に異議はない。

のみならず、代物弁済予約完結の意思表示が到達した後の昭和三〇年一〇月末ころ、被控訴人の訴訟代理人Gが控訴人C宅を訪れた際、同人は右予約完結の意思表示により本件土地の所有権が被控訴人に移転したことを認め、本登記手続に必要な委任状、印鑑証明書の交付を約束するとともに自己の債務が右所有権の被控訴人への帰属により消滅したことを認めていたのであつて、仮に前記主張が理由ないとすれば、右時点で所有権移転のあらたな合意が成立したものというべきである。

なお、控訴人Cは、いわゆる仮登記担保について判示した最高裁判所昭和四九年一〇月二三日判決を援用するが、本件の仮登記は、被控訴人が本来の債務の履行に代えて本件土地の所有権を取得すべき旨の予約完結の意思表示をした後、控訴人Cが所有権移転登記手続に協力しないため、東京地方裁判所の仮登記仮処分命令によりなされたものであつて、仮登記を手段とした代物弁済の予約といえないことはあきらかであり、右最高裁判決の趣旨は本件には妥当しないというべきである。

3 仮に、右最高裁判決の趣旨が本件の代物弁済予約に妥当するとしても、いわゆる仮登記担保の場合には帰属清算型が原則であり、しかも、評価清算によつて目的物の所有権は確定的に債権者に移転し、同時に本来の債務が消滅するというのである。しかして、右の評価清算は清算金の提供によつて完了するものと解されているが、本件では清算金の提供が約定されており、鑑定評価により予約完結時の客観的な清算額の確定ができるのであるから、清算金の提供をまつまでもなく予約完結の意思表示によつて評価清算は完了し、本来の債務は消滅し、その後は単に清算金

の支払いが残るにすぎないと解すべきである。このように解するのがきわめて常識的であり、本件の契約によつて当事者が意図したところにもそうというべきである。もともと、昭和四二年以来一連の最高裁判決によつて発展させられてきたいわゆる仮登記担保に関する法理は、契約の解釈としてなされたものであることは多言を要しないところであつて、本件のごとく約定の内容が明確なものについてまで右の法理を適用し、契約解釈の名のもとに当事者の意図した契約内容を変更することになれば、契約自由の原則を侵害し、ひいては立法権がその合理的裁量をもつてなしうるにすぎないことを司法権が行なうことになり違憲のそしりをまぬかれないことに留意すべきである。

4 右のように、本件では予約完結の意思表示によつて評価清算は完了したのであり、したがつて右意思表示の時期をもつて評価清算の時期と解すべきところ、被控訴人は、昭和四七年一月二五日、日本不動産研究所の鑑定結果にもとづき、代物弁済の予約完結の意思表示をした時点における本件土地の評価額二四〇〇万円と右当時における本件債務金の元利合計二三一〇万八六〇〇円の差額八九万一四〇〇円およびこれに対する右意思表示の時から昭和四七年一月二五日まで商事法定利率年六分の割合による利息八八万三六一円をあわせた一七七万一七六一円を弁済のたが供託したから、これによつて清算金の支払いもすべて完了したことになり、したがつて、控訴人Cは被控訴人に対して直ちに本件土地につき仮登記にもとづく所有権移転登記手続をすべき義務がある。

なお、右差額金の清算が遅れたのは、公正証書で指定した日本勧業銀行が従来は私人の依頼による鑑定を引きうけなかつたことによるもので、そのため、被控訴人は、原審においても予約完結の意思表示当時における本件土地の時価の鑑定を申し出ていたが、控訴人Cから評価清算の主張がなされなかつたこともあつて採用されるに至らなかつたものである。

(証拠関係) (省略)

d

一 被控訴人の控訴人 C に対する請求について

被控訴人が、昭和三〇年三月二九日、控訴人Cに対し、 二二七〇万円を、弁 済期昭和三〇年六月二六日、期限に債務を弁済しないときは本来の請求に代え代物弁済として本件土地を取得しうるとの約定のもとに貸付けたことは当事者間に争い (従来は右貸借の事実およびその効力について根本的な対立があり、原審お よび当審における審理のほとんどをその究明に費してきたが、控訴人Cは当審の最 終段階で貸借の事実およびその有効性を認めるに至つた)、成立に争いがない甲第 -号証(右消費貸借契約につき作成された公正証書正本であつて、その原本は乙第 八〇号証)によれば、右代物弁済予約の具体的内容は、右貸金債務の担保として本 件土地に順位一番の抵当権を設定するとともに、控訴人Cが期限の利益を失いまたは約定の期限を徒過したときは、被控訴人はその選択により本来の請求に代え代物 弁済として本件の担保物の所有権を取得することができる、ただし、被控訴人は遅 滞なく日本勧業銀行をして本件担保物の坪当り時価を鑑定させ、その結果本件債務 金額を超過する部分があるときは直ちにこれを控訴人Cに返還するというものであ ることが認められ、右認定に反する証拠はない。しかして、右認定の事実によれ ば、本件の代物弁済予約は、被控訴人が控訴人Cに貸付けた二二七〇万円の支払い を担保する目的を有するものであることはあきらかであり、その趣旨とするところは、債権者たる被控訴人が担保物たる本件土地の所有権を取得すること自体にあるのではなく、右土地の有する金銭的価値に着目し、その価値の実現によつて自己の 債権の排他的満足を得ることにあり、本件土地の所有権の取得は、かかる金銭的価 値の実現の手段にすぎないものというべきである(最高裁判所昭和四九年一〇月二 三日大法廷判決・民集二八巻七号一四七三頁参照)

2 これに対し、被控訴人は、本件は控訴人Cの債務の担保を目的とした代物弁済の予約ではなく、抵当権の本来の実行に代えた簡易な決済手段を定めたにすぎないと主張するが、債権担保のために設定された抵当権の目的物件を本来の請求に代えて取得することは、それ自体債権担保の目的をもつもの以外のなにものでもないといわざるをえないし、本件の全証拠によつても、本件の代物弁済予約が債権担保以外のなんらかの目的を企図したものと認めることはできない。もつとも、弁論の全趣旨によれば、本件では、代物弁済予約にもとづく所有権移転請求権保全の仮登記が、右予約の締結と同時にはなされないで、予約完結の意思表示後に裁判所の仮登記仮処分命令によつてはじめてなされたことが認められるが、原審および当審証人Gの各証言によれば、予約の締結と同時に仮登記をしなかつたの

は、当時、本件土地につき東京都との間で売買の話がもちあがつていたことから、仮登記をしてもすぐに抹消しなければならない事態が予想されたことと、右売買いま現すれば期限前にも貸金全額の返済が約定されていたことによることが認めるうえ、もともと仮登記は公示方法の一種であつて法律行為の成立要件ではないらい、仮登記が予約の締結と同時になされなかつたからといつて、債権担保の目的になるうえでの支障となるものではない。また清算条項がおかれているのは、性物弁済の実行によつて被担保債務の履行以上の利益を得ることを防止し、代物弁済による所有権の移転を債権担保の目的に限定しようとしたものとがあきらかであつて、最高裁判所の判決によって発展させられてきたいわるる清算型代物弁済予約に関する理論と同様の結果を当事者の合意によって表現したものと解するのが相当であり、清算条項の存在こそは債権担保の趣旨をも明瞭に表現したものというべきである。

つぎに、被控訴人は、本件では清算金の提供が約定されており、鑑定評価に より予約完結時の客観的な清算額の確定ができるのであるから、予約完結の意思表 示によって評価清算が完了し、その後は清算金の支払いが残るにすぎないと解すべ きであり、評価清算も予約完結の意思表示当時の価額を基準としてなすべきである との主張をする。そして、被控訴人が、その主張するとおり、昭和三〇年八月六日 控訴人Cに到達した書面により同月一〇日効力が発生したと認めるべき予約完結の 意思表示をしたこと、昭和四七年一月二五日、右意思表示の効力発生当時における 本件土地の評価額から被担保債務の元利合計額を控除した残額に年六分の割合によ る利息を付加した金額を弁済供託したことは当事者間に争いがない。しかしなが ら、前述したように、本件の代物弁済予約は、被控訴人は予約完結の意思表示後遅 滞なく日本勧業銀行をして本件土地の坪当り時価を鑑定させ、その結果本件債務金額を超過する部分があるときは直ちにこれを債務者に返還するという内容のものであるから、評価清算が完了したといえるためには、少なくとも、本件土地の時価を 鑑定することと、右時価が債務金額を超過するときはこれを返還することの二つの 要件を具備することが必要であつて、単なる予約完結の意思表示のみでは予定され た評価清算が完了したとい〈要旨〉えないことはあきらかである。これに対して、 価清算の基準時については、右約定によつて予約完結の〈/要旨〉意思表示後遅滞なく 本件土地の時価を鑑定すべきものとされていることにかんがみるならば、これを予約完結の意思表示の時期と一致させる趣旨であつたと解しえないではないが、いう までもなく、このことは評価清算が予約完結の意思表示に近接して行なわれること が当然の前提となつているのであつて、本件のように、予約完結の意思表示と評価 清算の間に一六年以上もの隔たりがある場合はもはや右約定の予想しないところで あるといつてよく、したがつて、かかる場合における評価清算の基準時について は、むしろ、解釈によつて合理的に確定することが許されているものと解するを相 当とする。けだし、評価清算が約定どおり行なわれずに延び延びとなつているにも

かかわらず、その基準時についてのみ約定に拘束力を認めこれに変更を加えることができないものと解することは、評価の適正を欠き著しく不合理な結果となることは一見して明白だからである。かようにして、予約完結の意思表示の時期をもつて評価清算の基準時と解する被控訴人の主張は、本件のごとき事案には妥当しないのであつて、むしろ、本件の代物弁済予約が債権担保を目的とするものであり、しかも当初から評価清算の約定がなされていて債権者たる被控訴人が被担保債務の履行以上の利益を得ることにきびしい制限が課せられている趣旨を直視するときは、評価清算は現実にこれをなす時点での目的物の時価を基準とするのがもつとも合理的であり、それがまたいわゆる清算型代物弁済予約の法理にも適合するものというべきである。

被控訴人は、評価清算の内容ないしその基準時に関して契約解釈の名のもとに当事者の合意を変更することの不当性を主張するが、右に述べたとおり、評価清算の内容については約定によつて明確であつて解釈による変更の余地もその必要も存むし、評価清算の基準時については、評価清算が予約完結の意思表示後遅滞な行なわれず両者の間に一六年以上もの隔たりがある本件では、むしろ右事実をえた合理的な解釈を施すことこそ法の理念にかなうものというべきであつて、がまは失当といわざるをえない。そして、前述したことは、評価清算の遅れたのが、提は失当といわざるをえない。そして、前述したことは、評価清算の遅れたのが、と、大口において代物弁済予約そのものの効力を否認して長期間抗争してきたこと、あるいは、被控訴人主張のように、本件の公正証書によつて指定された日本的業銀行が従来は私人の依頼による鑑定を引きうけなかつたことに起因するからという、別異に解すべき理由とはならないものというべきである。

4 このように、被控訴人がした評価清算は不適法であり、これにもとづいてなされた弁済供託も無効であつて、評価清算はいまだ完了していないことに帰着全額ところ、これに引きかえ、控訴人では、本件の被担保債務金額と遅延損害金元を弁済供託したことにより、被控訴人が本件土地について有する担保権も消滅、昭四九年一二月二七日、被控訴人の代表者Fに対し、住友銀行東京営業の出しての工作、被担保債務金額二二七〇万円とこれに対する弁済期の昭田である遅れたので、被担保債務金額二二七〇万円とこれに対する弁済期の昭田である遅れたので、被担保債務金額二二七〇万円とこれに対する弁済期の昭田である遅れたので、有同の合計八七三八万五九二〇円を弁済のため提供済が、その受領を拒否されたので、右同に対して公正証書によれたの受領を指否されたので、右同に対して公正証書によれたの受領を指否されたので、前掲証人目の合計によるとの記載があるが、前掲証人目に弁済期までの分が前払いは日歩四銭の約束であつて、消費借契約の締結と同時に弁済期までの分が前払いされていることが認められる)。

ところで、本件の代物弁済予約においては、目的たる土地の所有権の移転時期ないし被担保債務の消滅時期について具体的な約定のあつたことを認めるべき証拠がないことは前述のとおりである。したがつて、控訴人でがした右弁済供託の効力いかんは、この点をいかに解するかにかかることになるが、本件の代物弁済予約が清算特約つきのものであつて、これにもとづく所有権の移転もひつきよう本件土地の金銭的価値に着目しその価値の実現によつて被担保債権の排他的満足を得るための手段にすぎないことにかんがみるときは、被控訴人による評価清算(前述したよう

にその内容としては、本件土地の時価を鑑定することと、右時価が債務金額を超過するときにないこのであることが必要である)のままることである。とれて所有権の移転時期にしたがつて被担保債務の消滅時期を画するのをもつて所有権の移転時期にしたが本件土地の鑑定を介でするのでは、被担保債務金額およびこれに対する遅延損害金を介きるものと解するまでは、被担保債務金額およびこれに対する遅延損害金をができるものと解することがまた前記最高裁判決の趣旨にも適合すると解することがまた前記最高裁判所昭和五〇年七月判決・判例時報七九二号が高さである(なお、ときは、対すのとははならなが、後者の基礎となりにはならであるが、の弁済とにはならない。というべく、との結果本件土地に対する被担保債務の弁済としたる方であるというべく、その結果本件土地に対する被控訴人の担保権も消滅したる方であるというべく、そのにはならない。

二 被控訴人の控訴人A、同Bに対する請求について

控訴人A、同Bが本件土地を占有していることは当事者間に争いがないが、被控訴人の右控訴人らに対する請求が被控訴人において控訴人Cから本件土地の所有権を取得したことを前提とするものであることはその主張自体によつてあきらかであるところ、右所有権取得の認められないことはこれまで詳しくみてきたとおりであるから、控訴人A、同Bに対して本件土地の明渡しを求める被控訴人の本訴請求は、その余の点につき判断するまでもなく、失当たるをまぬかれない。

三 結 論

以上のとおりであつて、被控訴人の控訴人らに対する本訴請求はいずれも理由がないから、これを認容した原判決を取り消し、右請求をすべて棄却することとし、訴訟費用の負担につき、民訴法九五条、八九条を適用して主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 吉岡進 裁判官 兼子徹夫 裁判官 太田豊)